

企業型確定拠出年金において マッチング拠出が可能に！

【第8号の内容】

1. マッチング拠出Q&A
2. マッチング拠出の効果
3. 導入に当たっての考え方



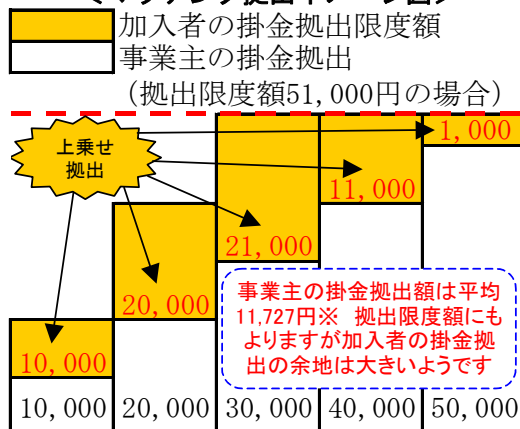
2012年1月より、企業型確定拠出年金におけるマッチング拠出（加入者の掛金拠出）が可能となりました。今回の企業年金NEWSではそのポイントをまとめましたので、確定拠出年金を導入済の場合はもちろん、今後、確定拠出年金を検討される場合にも「退職後のために現役世代からできる自助努力の資産形成手段」としてマッチング拠出の活用を労使で検討されてみてはいかがでしょうか。

～ご不明な点、研修会開催要望等がありましたら、お近くの＜ろうきん＞までお気軽にご相談下さい）～

1. マッチング拠出Q&A

	質問	回答
マッチング拠出の定義と実施	マッチング拠出（加入者の掛金拠出）とは？	企業型確定拠出年金において、事業主が拠出する掛金に上乗せして加入者が自ら掛金を拠出できる制度で2012年1月から実施可能となりました。高齢期における所得の確保を支援するために優れた税制メリット（次ページ以降ご参照）が特徴です
	マッチング拠出を実施するには？	確定拠出年金を導入済みの場合、労使合意で規約にマッチング拠出条項を追加記載し（新規導入の場合は当初から記載）、当該規約について国（厚生労働省）の承認を受ける必要があります（規約変更）
加入者の掛金拠出	加入者の掛金拠出額に限度額はあるのか？	確定拠出年金以外に企業年金がある場合は月25,500円、ない場合は月51,000円が拠出限度額となり、加入者の掛金拠出額は、事業主拠出額以下でかつ合計して拠出限度額までとなります（限度額の管理は事業主が行います）（次のページに続く）

＜マッチング拠出イメージ図＞



＜加入者の掛金拠出限度額 早見表＞

拠出限度額	事業主の掛金拠出額	加入者の掛金拠出額 (限度額)	合計拠出額
25,500円の場合	5,000円	5,000円	10,000円
	10,000円	10,000円	20,000円
	15,000円	10,500円	25,500円
	20,000円	5,500円	25,500円
	25,000円	500円	25,500円
51,000円の場合	10,000円	10,000円	20,000円
	20,000円	20,000円	40,000円
	30,000円	21,000円	51,000円
	40,000円	11,000円	51,000円
	50,000円	1,000円	51,000円

※企業年金連合会 第3回確定拠出年金に関する実態調査より

※拠出限度額との関係で加入者の拠出額が制限されるケース

事業主と同額まで

事業主と合計して拠出限度額まで

加入者の掛金拠出	加入者の掛金拠出は必須なのか？	掛金拠出を行うか否かは、加入者が任意で選択できます（掛金拠出をしてもしなくても可）
	加入者掛金はどのように決めるのか？	規約に記載された額（0 円を除く 2 種類以上の定額）から選択することになります。なお、ボーナス月の増額は認められません
	加入者掛金は変更できるのか？	年 1 回、変更可能です。なお、「拠出有り⇒0 円」（拠出停止）と「0 円⇒拠出有り」（拠出再開）は変更の回数としてカウントされません
	事業主掛金が増額した場合、加入者掛金は自動的に増額されるのか？	自動的に増額されません。加入者掛金を増額するか否かは、加入者が年 1 回の変更により判断します
加入者の掛金拠出後の取扱い	加入者が拠出した掛金はどのように管理されるのか？	事業主が拠出した掛金に加入者が拠出した掛金を加えた「個人別管理資産」として運用から給付まで一体で管理されます
	勤続 3 年未満の場合に適用される個人別管理資産の事業主返還ルール※との関係は？ （※規約によっては定めていない場合もあります）	事業主返還額は労使協議のうえ規約で定める事項ですが、加入者の掛金拠出があったにも係わらず、個人別管理資産から事業主返還額を控除した後の加入者返還額が 0 円にならないよう、事業主に配慮が求められます
	脱退一時金との関係はどうなるのか？	事業主が拠出した掛金に加入者が拠出した掛金を加えた個人別管理資産全額を脱退一時金の適用要件と比較し、その時点で受け取れるかどうかを判定することになります

出所：厚生労働省 確定拠出年金ホームページ 企業型年金加入者掛金について Q & A（マッチング拠出関係）

注意事項：上記は、厚生労働省ホームページ等からくろうきんが情報提供に資すると思われる点を一部抜粋したものです。マッチング拠出に関する実際の取扱いは各種法令やご利用になる規約等により制限される場合がありますので、詳細については、事業主あるいは運営管理機関にご確認ください。

2. マッチング拠出の効果

マッチング拠出（加入者による掛金拠出）の**最大の効果は、その優れた税制上のメリットを活用した自助努力による退職後資産形成**にあります。以下、次ページにわたり、税制上のメリットをご紹介します。

	事業主掛金	マッチング拠出（加入者掛金）
拠出時	全額損金算入	小規模企業共済等掛金控除により 全額所得控除 （課税対象額を減らせます）
運用中	運用益は非課税（運用資産全体に課税される特別法人税は 2014 年 3 月末まで課税凍結中）	
受取時	退職所得控除または公的年金等控除の対象	

一方、デメリットとしては、マッチング拠出した部分についても**原則 60 歳まで中途解約できない**という確定拠出年金本来の仕組みが同様に適用される点があげられます（従って、優れた税制上のメリットが与えられています）。

<チェックポイント>～マッチング拠出は労使で十分な協議を行なったうえで導入しましょう～

これまでは企業型確定拠出年金における掛金拠出は事業主のみに認められ、その掛金額は、一般的には「確定拠出年金制度から支払う予定の退職金額に、想定利回りで毎年運用を行えば到達する金額」となっています。しかし、**マッチング拠出で加入者が掛金を拠出すると、事業主の掛金との合計でトータルの掛金が増加するため、本来なら事業主の掛金のみで到達すべき退職金額や想定利回り（＝事業主の掛金）があいまいになる懸念があります。**こうしたことが無いよう、現行制度を検証するなど、マッチング拠出の導入に際しては労使で十分に協議しましょう。

＜例＞所得税率・住民税率が各 10%の A さんが、給与の一部（毎月 1 万円、年間 12 万円）をマッチング拠出した場合

マッチング拠出しない場合 (課税後所得から確定拠出年金以外の運用資産へ)	マッチング拠出した場合 (所得控除を受けながら確定拠出年金へ)
12 万円は「給与所得として課税」されるため、各 10% (12,000 円ずつ) が源泉徴収されます (計 24,000 円)	12 万円は「給与所得から控除」され課税対象額が減るため、左記 24,000 円の節税効果が得られます
12万円 (給与所得) 24,000円 (税金) 96,000円 (運用資産) 税負担により実質的な積立額が減ってしまう	12万円 (給与所得 ⇒ 所得控除) 12万円 (加入者掛金 = 確定拠出年金 における資産) 節税効果で全額が自身の退職後資産になる

⇒課税後所得からの資産形成は税制面で不利
(運用商品によっては運用収益も課税される)
⇒課税所得が多い人ほど税率が高いので不利

⇒12 万円で 24,000 円節税＝実質 20%の利回り
(実質 96,000 円で 12 万円の資産形成が可能)
⇒節税額を掛金増額など有効に活用できる

3. 導入に当たっての考え方

マッチング拠出の活用方法

＜空白期間対策と福利厚生の実質＞

定年退職～厚生年金が支給開始されるまでの空白期間に備えるために（将来的に空白期間が拡大する恐れがあります）福利厚生制度の充実手段として活用する

＜退職後資産の確保や積み増し＞

効果絶大な税制優遇措置に加え現役世代から自助努力で毎月の積み立てにより負担を抑えながら資産形成できる点に着目し退職後資産の確保や積み増しの手段として活用する

マッチング拠出による改善

＜加入者の理解促進＞

制度や投資に関する理解が不十分な加入者あるいは無関心な加入者に対し、マッチング拠出（本人の意思のあるお金の拠出）を契機に継続教育を活用してその改善を図る

＜事業主による継続教育の実施＞

投資教育は事業主が継続的に実施する義務を負っているが、その実施が不十分な場合はマッチング拠出で運用額およびリスクが増加することを理由に改善を求める

マッチング拠出の注意点

＜無理な掛金拠出＞

マッチング拠出した掛金は事業主の掛金同様、原則 60 歳まで使えないお金なので、税制メリットのみに着目し無理して拠出を行った場合には生活費や教育費等に困る可能性がある

＜リスク商品の運用＞

事業主が拠出した掛金の運用で選択している商品がリスク商品に偏っている場合、マッチング拠出で増えた掛金について過度なリスクをとることになりかねない（適切な商品の見直しが必要。なお、加入者の掛金には想定利回りが無いため、元本確保型商品のみでの運用も考えられる）

＜ろうきん＞は労働組合の企業年金・退職金を守る取組みを支援しています。

労組向け制度勉強会・加入者教育の講師派遣・個人型DCへの移換手続きサポート等＜ろうきん＞にご相談ください。

【 労働金庫連合会 営業推進部 】Tel:03-3295-9341 Fax:03-3295-8039 E-mail:suishin@ho.rokinbank.or.jp

注）本資料は情報提供を目的としており、勧誘を目的としたものではありません。信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性、完全性が保証されているものではありません。